

田三原則」であつた。

それは「日滿支三国の提携により東亜の安定と発展を計るのが日本の対外政策の根本」であるとして

- (一) 排日取締り（支那側は排日言動を取締り、欧米依存より脱却すること）
- (二) 満洲国黙認（支那側は満洲国独立を事実上承認し、反満政策をやめること）
- (三) 共同防共（外蒙方面からの赤化勢力は右三国共通の脅威なので、支那側は外蒙接壤方面で防共のため日本と協力すること）

の三点を中心とし、これについて中国側の誠意が確認されたならば、日支、次いで日滿支間の新関係を確立せんとするものであつた。

右三原則は十月七日、広田外相から蔣大使に示され、これに対して中国側は同月下旬、(一) 中国には以夷制夷の意志はなく、排日は行なはない、(二) 満洲と政府間の交渉はできないが、満洲の現状に対して平和的以外の方法で事端を起すことはない、(三) 日本が中国側三原則を完全に実行するなら、中国の主権と独立を毀損しない条件の下で外蒙接壤地方での共同防共の方法を協議する——との見解を伝えてきた。

#### 交渉の停頓

「中国側三原則を完全に実行したならば北辺境界地方での共同防共について協議する」との中国側主張に対して、広田外相が、それでは「いつ解決を見るやも知れず」と反論したところ、蔣大使は「中国は中国側三原則の実行を条件とするものではないが、先づ以てその趣旨を認めてほしい」旨を述べた。

この問題をめぐる日華の会談はその後も反復されたが、日本側が重視したのは、中国側が三原則中、両国関係の平等を主張するのに関連して、一切の不平等条約、例へば租借地、居留地、領事裁判権等の廃止を要求した点であ

つた。我国の大陸に於ける唯一の租借地たる関東州は満洲国から租借してゐるのであり、中国とは無関係であるといふのが我国の見解であつた。広田外相は日華平等に異論はなかつたものの、中国側の右の如き平等権の主張はかつての「革命外交」の再主張とも考へられ、さうであるとすれば、中国側三原則の受諾は大なる困難に陥る他はなく、斯くして日華三原則をめぐる交渉は当初から行詰まりの観を呈したのである。

更に汪精衛らの対日親善工作は南京政權内部に反汪の空気を擡頭させ、十一月一日、国民党第四期六中全会の際、汪は凶弾を受けて重傷を負ふといふ事件が起きた。犯行は左翼によるものであることが、中国側から我国に伝えられた。再度にわたる弾丸摘出手術が失敗に終るや、汪は健康上の理由で行政院長と外交部長を辞職、行政院長には蔣介石自らが就任、外交部長には張群が就任した（蔣・汪合作の終了）。斯くして、中国指導部の交替と、折りからの華北自治運動の展開をめぐる日華交渉の中で、三原則交渉は影を薄めて行つたのである。

#### 第五節 北支自治運動と冀東・冀察両政權

##### 北支自治運動の発生

塘沽停戦協定以来、北支の民心は必ずしも南京国民政府の治下にあるを好まず、機会あらば華北自治を望む氣運が強く、特に非武装地区の農民にそれが著しかった。

この背景には、南京政府過去十年間の北支に対する搾取政策があつた。

南京国民政府の北支搾取の一例を挙げるなら、昭和十年頃、同政府が北支から徴達する中央税と税外収入の年額

が一万四千元であるのに対し、北支への中央支出額は八千三百五十元に過ぎず、その差額五千六百五十元は中央政府が北支より搾取する金額なのであった。

斯かる搾取政策は、伝統的な支那軍閥の常套手段ではあったが、満洲国の目ざましい発展を前に、蒋介石政権が次第に後退してゆく北支に於て、住民の心底に北支自治の念願切なるものを生ずるのは、自然なことでもあった。それ故、華北民衆の間に於ける自治運動の展開はその根底が極めて深く、長年の秕政（ひせい）に対する反抗と、日滿への依存によつてその窮境から脱出せんとする欲求の強烈なることを窺はしめるものがあつた。これを現地の「日本軍部の策動」に帰するのは間違ひである。日本軍の支持があつたにせよ、そのみで中国民衆の中に自治運動の展開する筈はなく、自治運動の奥に、長年、軍閥政治に因窮せしめられてきた華北人心の帰趨をこそ、看取せねばならないのである。満洲独立の背景と一脈相通するものと云つてよい。

右に述べた華北自治の気運は、梅津・何応欽協定（既述）の成立と共に、豊台兵変と香河事件といふ激烈な形で吹き出した。豊台兵変とは、白堅武なる人物が、梅津・何応欽協定成立を機に、自己の軍隊によつて北平を占拠し、反蔣各派の決起を促し、親日滿政権を樹立せんとしたものであつた。この挙兵計画は六月二十八日、北平城での交戦で白軍側が敗走して終つた。この事件には北支青年同盟会長など日本人若干名の関与してゐたことが判明したため、天津総領事はこれら日本人に在留禁止、また北支青年同盟には解散を命じ、我国が北支自治運動を支持するものではないことを公的に示した。

香河事件は昭和十年十月、停戦協定線上の河北省香河県で発生した農民自治運動である。約千名の農民が自治請願隊を組織し、蒋介石政権と国民党の否認、苛斂誅求の排斥と地方自治の実行を主張して県長の退去を求めたのに対し、省県当局はこれを武力弾圧せんとしたが無理と分かり、「負担軽減令」を發して妥協し、運動は鎮靜化した。憲兵隊で調査の結果、数名の日本人が参加してゐたことが判明したが、無論、日本の公的機関とは無関係であつた。華北自治運動は、華北民衆の長年の政治的不満が時機を得て表面化したものであり、一部日本人の関与を超え

た大きな流れであつたと云へるだらう。

### 北支將領の思惑と動搖

右の如く、北支自治の政治思想が表面化してくるにつれ、北支將領達の間にも動搖を生ずるに至つた。彼等は山西の閻錫山（はんにゃくせん）、山東の韓復榘（はんふくけい）、河北の商震及び万福麟、それに察哈爾省より逐次河北省に乘出してきた宋哲元（そうてつげん）などであつた。彼等は日本との提携の必要を十分に知りつつも、南京からの圧迫を警戒し、輕拳を控へてゐた。北支動搖の形勢に対して南京政府は、武力誇示と懷柔策の硬軟兩様の策を以てその離反を阻止し、華北自治化を切崩す工作に出た。

この年十一月、国民政府は英国支援の下に幣制改革を断行したが、この改革が成功すれば、北支に対する南京政府の支配は更に強まり、同時に中国での英国の勢力が強化されることは明白だつた。我が陸軍が英国の北支支配を歓迎せざる如く、北支將領達も蒋介石による中央集權強化を喜ばなかつた。この点で我が現地軍と北支將領の利害は一致してゐた。

幣制改革直後、宋哲元及び韓復榘は何れも幣制改革達成を阻止せんとして現銀の省外移出を禁止し、次いで宋は五全大会に宛てて、速かに憲政実施に着手し、国民大会を招集して政權を国民に返還することを要求すると通電した。これを日本軍の「強要」によるものとする論者もあるが、仮にさうであつたとしても、北支將領達が南京国民政府からの離脱と北支自治のための口実として、その「強要」を歓迎し利用した面のあることも忘れてはならない。

当時、宋哲元派の立てた計画は（一）華北に親日反ソの自治（半独立）政權を樹立する。（二）地域は五省三市とする。（三）南京政府の宗主權は認めるが、外交・内政・經濟等に関し高度の自由を保持する——といふものであ

つたと云はれるが、他方に於て宋は秘かに南京政府に対して「日本の圧迫強迫」による苦境を訴へ、首鼠両端（しゅそりょうたん）  
として身の保全を図らんとしてゐた。一方に於ては日本に自治独立することを約束しながら、他方秘かに南京政府に  
忠誠を誓ふといふ宋哲元のこの表裏ある二重政策が華北の混迷を生んでゆく。  
華北自治は、それ故、決して日本側の一方的要求にあらずして、華北将領にもまた、それを望む気持があつた所  
に相呼応して生れた氣運なのであつた。

### 冀東・冀察両政權の成立

南京政府の華北切崩し工作と華北将領の不決断のために、華北自治運動の形勢混沌たる昭和十年十一月二十五  
日、戦区督察専員・殷汝耕は突如、通州に於て自治宣言を発表し、冀東防共自治委員会を設置した。その自治宣言  
は、中央政府の失政を難じ、「戦区四百万人民の声に応じ、起つて自救を図らんとす。本日より断じて中央より離  
脱し、自治を宣布し、連省自治の先声を立て東亜の平和を図る」と述べてゐた。

同委員会の組織は殷汝耕を委員長とし、委員九名から成り、自治区域は塘沽停戦協定の十八県に七県を加へた全  
二十五県であつた。

冀東の自治宣言は痛く南京政府を刺戟し、同政府は殷汝耕を国賊とし逮捕命令を發した。

（註一） 戦区とは塘沽停戦協定による非戦地区の略称。

（註二） 冀は河北省の別名。それ故、冀東とは河北省東部を指し、「戦区」とはほぼ一致する。

この間、天津と北平では自治反対と自治要請の両派が示威運動を行なひ、物情騒然となつた。ここに至つて南京  
政府は、斯かる状況下ではむしろ日本側に先んじて、中央の体面を保ち得る範囲内で北支に適合する政治組織を作  
る方が得策と判断し、十二月十八日、宋哲元を委員長として冀察政務委員会を發足せしめた。同委員会は二省（河

北・チャハル）二市（北平・天津）の政務一切を管轄する機関で、宋委員長は就任に際し、政治は民意を尊重し、廉  
潔を旨とすること、華北の特殊事情を考へ日華親善を基調とする東亜の平和を確保すること、共產主義の禍害を防  
ぎ人民の自治能力を促進すること等を抱負として述べた。

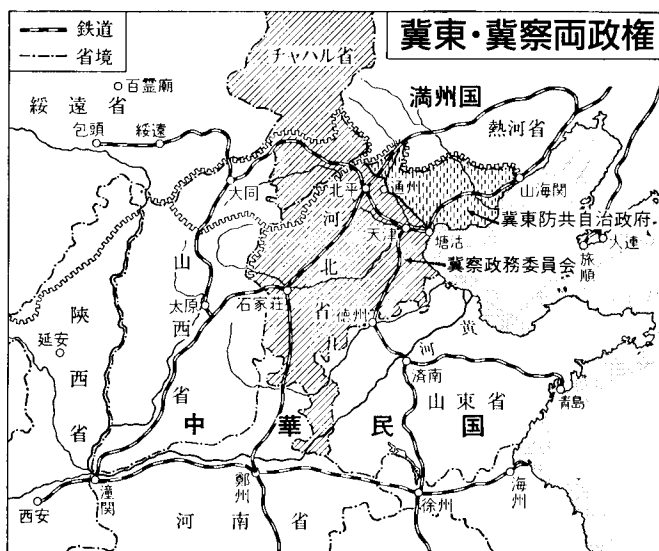
（註） 察は察哈爾省のこと。それ故、冀察とは河北・チャハル両省を指す。

右のやうな経過で昭和十年末には、冀東防共自治委員会  
と冀察政務委員会が成立したが、冀東政權が南京政府から  
の獨立を主張して親日的であつたのに対し、冀察政權は日  
華双方の妥協の上に立つ政權であつた。宋哲元は日本側の  
意中の人物でありながら、冀察政權自体は国民政府の一機  
関なのであつた。このやうな二面的性格のため、冀察政權  
の機能は極めて低いものとならざるを得なかつた。

（註） 当時の中華民国政府組織表の中で、冀察政務委員会は行政  
院直屬機関とされてゐる。

冀東、冀察両政權の關係も、当然ながら円滑を欠くもの  
となつた。冀東防共自治委員会は適當時期に冀察政權と  
合流する意図であつたが、冀察が南京政府に服属する機構  
であることが判明するや、合流の方針を一擲し、完全なる  
獨立政府を樹立すべく、十二月二十五日、冀東防共自治政  
府と改称、殷汝耕が長官に就任した。

十一月下旬、英米両国が我が政府に対して華北の状況に



ついで説明を求めた時、重光外務次官は、ある程度、日本軍人の関与を率直に認めながらも、支那側が満洲国を敵視する以上、それもやむを得ないと応酬、また英国に対しては、幣制改革が北支問題を誘発し、日支関係を再び悪化させたのだと反論した。ともかく両政権は華北の政治経済情勢を微妙複雑に反映しつつ、対抗状態を続けて行くのであった。

## 第十二章 国共内戦と西安事件